

警報発令時の対応について

和気町教育委員会

標記の件につきまして、気象庁から「警報」が発令された場合、和気町内の学校では、次のように臨時（緊急）の措置をとります。児童生徒の安全確保に万全を期することができるよう、保護者の皆様、地域の皆様にはご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

午前6時30分の時点で、
和気町または和気町を含む全域（東備地域全域 岡山県全域など）に
次の警報が単独または、複合で発令されている場合は臨時休業とします。

大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報・特別警報

※東備地域・岡山県南部といった県内の地域限定の場合は、放送局によって地域の一部に発令されている時に「東備地域」「岡山県南部」と報道される場合があります。他の放送局等で「和気町」に発令されているかどうかを確認してください。「和気町」への発令時のみ臨時休業となります。

※ただし、午前6時30分の時点で和気町に大雨警報が発令されていなくても、赤磐市、美作市、備前市、美咲町の3市1町のすべてに大雨警報が発令されていれば臨時休業となります。